

平成 28 年度 第 1 回 門真市子ども・子育て会議 就学前教育・保育部会
に係る審議経過について

◆ 日 時：平成 28 年 7 月 1 日（金） 午前 10 時 00 分～午前 11 時 15 分

◆ 議 題：1. 門真市の待機児童解消策について
2. 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正について

◆ 主な審議内容

議題	内容	委員からの主な意見	部会での審議結果
【議題 1】 門真市の待機児童解消策について	<ul style="list-style-type: none"> 27 年度の利用状況（年度末の待機児童数を含む）について報告 28 年 4 月 1 日の待機児童数について報告 28 年 4～5 月に実施した既存事業者への意向調査結果及び今後の不足数について報告 	<ul style="list-style-type: none"> 0 歳児が不足する状況に対して、1 歳児からの振り分けも可能であるため、再度既存事業者による確保の可能性を探るべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 再度、既存事業者に、年齢ごとの内訳変更も含め、0 歳児の定員枠の確保について意向確認する。 その結果でも不足状況であれば新規募集を検討することとする。
【議題 2】 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正について	<p>国は、以下の 4 点について省令を改正。それぞれの改正点について、下記のとおり事務局（案）を提示。 (※保育所と同様の基準を求める事業のみ)</p> <p>① 朝夕等の児童が少数となる時間帯において、これまで保育士 2 名以上の配置が必要だったが、保育士 1 名の他 1 名は保育士と同等の知識及び経験を有する者等の配置を可能とする。 →<u>国基準どおり改正を行う</u></p>	—	—
		意見なし	<ul style="list-style-type: none"> 事務局案で進めることに対して合意を得た。

議題	内容	委員からの主な意見	部会での審議結果
	<p>② 11 時間開所でローテーションを組む際に追加配置が必要な保育士について、保育士と同等の知識及び経験を有する者等に代えることを可能とする。 →<u>国基準どおり改正を行う</u></p>	意見なし	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局案で進めることに対して合意を得た。
	<p>③ 幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭の普通免許状を有する者を、保育士とみなす。 →<u>市基準は改正しない</u> (国の通知で「幼稚園教諭については3歳以上児、小学校教諭については5歳児を中心に保育することが望ましい。」とされていることから、0～2歳児のみを対象とした本条例の各事業には適用しないこととした。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3～5歳の利用がある保育所・認定こども園では、幼稚園教諭の活用の可能性はあるが、0～2歳であれば必要ないのではないか。 ・将来的に小規模保育事業等でも3歳児以上の受け入れをするのであればその時に検討すればよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局案で進めることに対して合意を得た。
	<p>④ 屋内階段を避難設備とする場合、屋内と階段室の間に設置する付室の構造についての規定を改正（火災時の煙が付室を通じて階段室へ流入するのを有効に防止できるものと国土交通大臣が認めたものであれば可）する。 →<u>国基準どおり改正を行う</u></p>	意見なし	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局案で進めることに対して合意を得た。